

令和7年度 既存照明設備 LED 化更新工事助成金交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(既存照明設備 LED 化更新工事に対する助成) 第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、既存照明設備 LED 化更新工事に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。 但し、本助成金事業開始から終了までの間に、各事業者1回に限り助成するものとする。	(既存照明設備 LED 化更新工事に対する助成) 第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、既存照明設備 LED 化更新工事に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。 但し、本助成金事業開始から終了までの間に、各事業者1回に限り助成するものとする。<u>また、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。</u>